

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程……………	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程……………	1
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程……………	4

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

附則第14項の表合計額に同表に定める割合の款別表第6の加算割合が100分の20である職員の項中「100分の35」を「100分の10」に改め、同款別表第6の加算割合が100分の15である職員の項及び同款別表第6の加算割合が100分の10である職員(管理職手当を受ける職員に限る。)の項を削り、同表給料月額に同表に定める割合の款別表第7の割合が100分の20である職員の項中「100分の40」を「100分の17.5」に改め、同款別表第7の割合が100分の15である職員の項中「100分の36.7」を「100分の16.6」に改め、同款別表第7の割合が100分の10である職員の項中「100分の30」を「100分の10」に改める。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第30条」を「第30項」に改める。

第4条第1項中「の翌日を起算日とする4週間後の日」を「を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日」に改める。

第7条第1項中「の翌日を起算日とする4週間後の日」を「を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日」に改める。

第11条の2第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改め、「1年」を「3年」に改め、「1時間」を「2時間(育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)」に改め、同項第3号を削る。

附則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管

理規程をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第 3 号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 項中「第 7 項」を「第 8 項」に改め、同項を第10項とし、同条中第 6 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して管理者が指定する特定任期付職員には、第 4 項の表に掲げる 7 号給の給料月額のほか、82,000円を限度として管理者が定める額を給料として支給することができる。

第 9 条第 3 項中「事務所、病院等に在勤する職員として給与規則で定めるもの」を「職員として管理者が別に定めるもの」に改める。

第20条第 1 項、第22条第 1 項、第27条第 1 項第 1 号及び第30条第 1 項中「兵庫県立光風病院」を「兵庫県立ひょうごこころの医療センター」に改める。

第32条の 2 第 3 項中「除く。）」の右に「又は画像診断における読影」を加える。

附則第 4 項及び第 7 項中「100分の87（平成25年 3 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間においては100分の98、同年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間においては100分の92）」を「100分の83.7」に改める。

附則第11項第 1 号中「100分の2.8」を「100分の1.4」に改め、同項第 2 号中「100分の2.4」を「100分の1.2」に改め、同項第 3 号中「100分の1.6」を「100分の0.8」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を削る。

附則第12項中「当分の間、」の右に「第 2 条第 4 項ただし書の適用を受ける特定任期付職員及びその号給が 5 号給以上である」を加え、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」を「100分の1.4」に改め、同項各号を削る。

附則第15項の表を次のように改める。

合計額に同表に定める割合	別表第17の加算割合が100分の20である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の10を乗じて得た割合を減じて得た額
給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合	別表第18の割合が100分の25である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の34を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の20である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の17.5を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の15である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の16.6を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の10である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の10を乗じて得た割合を減じて得た割合

附則第19項に見出しとして「(特殊勤務手当の特例)」を付する。

附則に次のように加える。

(新職員の職務の級及び号給の特例)

20 当分の間、新たに職員となった者の職務の級及び号給であつて、知事の事務部局に勤務する一般職員及び単純な労務に雇用される職員の例により難いものとして管理者が定めるものは、管理者が決定するものとする。

別表第8 県立病院又は附属診療所の項 6 級の欄中

「電気技術専門員」

を

「電気技術専門員
医事指導専門員」

に改める。

別表第9 県立尼崎総合医療センターの項 3 級の欄中

「救命救急センター次長」

を

「救命救急センター次長
集中治療センター長」

に改め、同項 4 級の欄中「院長代行」を削り、

「小児救命救急センター長」

を

「小児救命救急センター長
集中治療センター長」

に改め、同表県立がんセンターの項 3 級の欄及び 4 級の欄中

「病理診断センター次長」

を

「病理診断センター次長
ゲノム医療・臨床試験センター長
ゲノム医療・臨床試験センター次長」

に改め、同表県立姫路循環器病センターの項 3 級の欄及び 4 級の欄中

「検査・放射線部長」

を

「検査・放射線部長
研究部長」

に改める。

別表第11の表正規の試験の款中

「

経験者A	大学卒	2級61号給
経験者B	大学卒	2級41号給

」

を

「

経験者	大学卒	2級41号給
-----	-----	--------

」

に改める。

別表第16地方機関の款中「救命救急センター長及び小児救命救急センター長」を「救命救急センター長、小児救命救急センター長及び集中治療センター長」に、「及び病理診断センター長」を「、病理診断センター長及びゲノム医療・臨床試験センター長」に改める。

第2条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第11の表正規の試験の款中

「

経験者	大学卒	2級41号給
-----	-----	--------

」

を

「

経験者A	大学卒	3級29号給
経験者B	大学卒	2級41号給

」

に改める。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第3条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成18年兵庫県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「100分の87(平成25年3月1日から平成26年3月31日までの間においては100分の98、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては100分の92)」を「100分の83.7」に、「104分の87(平成25年3月1日から平成26年3月31日までの間においては104分の98、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては104分の92)」を「104分の83.7」に改める。

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第4条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の翌日を起算日とする4週間後の日」を「を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日」に改める。

第16条第3項中「の翌日を起算日とする4週間後の日」を「を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日」に改める。

第20条の2第1項中「1年」を「3年」に、「1時間を超えない範囲内の時間に限る。」を「2時間(育児時間(第20条第1項第8号に掲げる特別休暇をいう。)又は介護時間(第21条の2第1項に規定する「介護時間」をいう。))の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間に限る。」に改め、同項第4号を削る。

第21条第11項中「(第21条の2第1項に規定する「介護時間」をいう。)」を削る。

附 則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第4号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 県立病院(第8条—第24条の10)」を「第1節 県立病院(第8条—第24条の13)」に、「第2節 附属診療所(第25条—第28条)」を「第2節 附属診療所(第25条—第28条の3)」に改める。

第10条の表県立尼崎総合医療センターの款中

「

診療部	
-----	--

」

を

診療部	臨床工学課
-----	-------

に改め、小児救命救急センターの項の次に次のように加える。

集中治療センター	
----------	--

同表県立こども病院の款中

家族支援・地域医療連携部	
--------------	--

を

家族支援・地域医療連携部	家族支援・地域医療連携課
--------------	--------------

に改め、同表県立がんセンターの款中病理診断センターの項の次に次のように加える。

ゲノム医療・臨床試験センター	臨床試験管理課
----------------	---------

同表県立姫路循環器病センターの款中

診療部	
-----	--

を

診療部	臨床工学課
-----	-------

に改め、検査・放射線部の項の次に次のように加える。

研究部	
-----	--

第11条の表県立尼崎総合医療センターの款診療部の項内科及び外科の目中

内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 神経内科 小児神 経内科 血液内科 小児血液・腫瘍内科 糖尿 病・内分泌内科 心療内科 漢方内科 緩和ケ ア内科 感染症内科 腫瘍内科
外科	外科 頭頸部 ^{びい} 外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科

を

内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 神経内科 小児神 経内科 血液内科 小児血液・腫瘍内科 糖尿
----	--

	病・内分泌内科 心療内科 漢方内科 緩和ケア内科 感染症内科 小児感染症内科 腫瘍内科
外科	外科 頭頸部外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科 小児形成外科

に改め、小児救命救急センターの項の次に次のように加える。

集中治療センター	
----------	--

同表県立がんセンターの款病理診断センターの項の次に次のように加える。

ゲノム医療・臨床試験センター	
----------------	--

第3章第1節中第24条の11を第24条の13とし、第24条の10の次に次の2条を加える。

(集中治療センターの業務)

第24条の11 集中治療センターにおいては、集中治療に関する業務をつかさどる。

(ゲノム医療・臨床試験センターの業務)

第24条の12 ゲノム医療・臨床試験センターにおいては、ゲノム医療及び臨床試験に関する業務をつかさどる。

第3章第2節中第28条の次に次の2条を加える。

(事務部の業務)

第28条の2 事務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 職員の身分取扱い、給与、令達予算の執行、料金、行政財産の管理その他の事務に関すること。
- (2) 治療の受付その他の医療事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他部の所掌に属しないこと。

(医療部の業務)

第28条の3 医療部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 治療に関すること。
- (2) 調剤及び製剤に関すること。
- (3) 陽子線医療の臨床研究に関すること。
- (4) 放射線照射に関すること。
- (5) 陽子線医療装置の運転管理及び放射線の安全管理に関すること。
- (6) 陽子線医療の物理工学研究に関すること。
- (7) 第13条の2に掲げる業務に関すること。
- (8) 第19条に掲げる業務に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、医療に関すること。

第33条の表脳卒中センター長の項の次に次のように加える。

集中治療センター長	県立尼崎総合医療センターの集中治療センター	上司の命を受け、集中治療センターの業務を掌理する。
ゲノム医療・臨床試験センター長	県立がんセンターのゲノム医療・臨床試験センター	上司の命を受け、ゲノム医療・臨床試験センターの業務を掌理する。

第34条の表次長の項中「県立がんセンター緩和ケアセンター及び病理診断センター」を「県立がんセンター緩和ケアセンター、病理診断センター及びゲノム医療・臨床試験センター」に改め、同表中電気技術専門員の

項の次に次のように加える。

医事指導専門員	県立病院	上司の命を受け、医事に関する業務を処理する。
---------	------	------------------------

附 則

この管理規程は、平成30年 4月 1日から施行する。